

災害に関する特例

申告期限等の延長

災害により、県税の申告等が定められた期限までにできないと認められるときに、納税者の申請により、期日を指定して（災害がやんだ時から2カ月以内）当該期限が延長されます。

納税の猶予

財産が災害を受けた場合で、一時に納税できないと認められるときに、納税者の申請により1年以内（事情により延長した場合でも2年以内）の期間で、納税が猶予されます。

減 免

次の県税について、それぞれの理由に該当する場合には、納税者の申請により、減免されます。

税 目	概 要								
個人事業税	■災害により受けた事業用資産の損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く）が、 <u>事業用資産の価格の2分の1以上</u> であり、かつ、 <u>前年中の事業所得が1,000万円以下</u> である場合（減免割合）								
	<table><tr><th>前年事業所得</th><th>減免割合</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>100%</td></tr><tr><td>500万円超750万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>750万円超1,000万円以下</td><td>25%</td></tr></table>	前年事業所得	減免割合	500万円以下	100%	500万円超750万円以下	50%	750万円超1,000万円以下	25%
	前年事業所得	減免割合							
	500万円以下	100%							
	500万円超750万円以下	50%							
750万円超1,000万円以下	25%								
■災害により受けた <u>住宅又は家財の損害</u> （保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く） <u>の程度が甚大</u> であり、かつ、 <u>前年中の合計所得金額が500万円以下</u> である場合（減免割合）									
<table><tr><th>住宅又は家財の損害割合</th><th>減免割合</th></tr><tr><td>50%以上</td><td>50%</td></tr><tr><td>30%以上</td><td>25%</td></tr></table>	住宅又は家財の損害割合	減免割合	50%以上	50%	30%以上	25%			
住宅又は家財の損害割合	減免割合								
50%以上	50%								
30%以上	25%								

税 目	概 要								
不動産取得税	■災害にあった不動産に<u>代わるもの</u>として、同一所有者が<u>2年以内に取得</u>した不動産 (減免額) 被災不動産の価格(※) × 税率 ※固定資産課税台帳登録価格。ただし、家屋において1㎡の価格が45,000円以下の場合は 45,000円 × 被災家屋の延床面積(一部損壊の場合は当該面積) ■取得した不動産が、<u>取得から1年以内</u>に災害により<u>滅失又は損壊</u>した場合 (減免額) 全額又は一部減額(一部損壊の場合は対象部分の床面積相当分)								
自動車税	■災害により損害を受け、相当の修繕費(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)を要すると認められる自動車 (減免割合) 当該自動車にかかる自動車税額の年額に次の表の軽減割合を乗じて算定した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災自動車の損害程度</th><th>減免割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費が自動車の時価の60%以上</td><td>2分の1</td></tr> <tr> <td>〃 時価の40%以上</td><td>3分の1</td></tr> <tr> <td>〃 時価の20%以上</td><td>4分の1</td></tr> </tbody> </table>	被災自動車の損害程度	減免割合	修繕費が自動車の時価の60%以上	2分の1	〃 時価の40%以上	3分の1	〃 時価の20%以上	4分の1
被災自動車の損害程度	減免割合								
修繕費が自動車の時価の60%以上	2分の1								
〃 時価の40%以上	3分の1								
〃 時価の20%以上	4分の1								
個人県民税	■個人市町村民税が減免された場合は、同じ割合で減免								